



令和8年8月12日

各 位

会 社 名 A I ス ト ー ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 今井 俊夫
 (コード番号 3719 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 管理本部 増尾 雅人
 (TEL 03-5259-7010)

令和8年12月期第2四半期決算短信の開示延期及び第63期半期報告書の 提出期限の延長申請検討に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和8年8月14日に予定しておりました令和8年12月期第2四半期決算短信の開示を延期するとともに、令和8年8月14日が法定提出期限である第63期（令和8年12月期）半期報告書の提出期限の延長申請検討について決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 決算発表の延期および当該半期報告書の提出期限延期申請の検討に至った理由

当社は、令和8年5月15日開示「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、当社と取引先との過年度における中古トラック売買取引において、外部からの指摘により、適切でない取引が行われた可能性のある事案が発覚したことに伴い、その取引内容を調査し、事実関係を迅速かつ的確に把握することを目的として、当社監査等委員会の任意の諮問機関として特別調査委員会を設置いたしました。特別調査委員会では、現在も調査を継続して行っておりますが、現時点における調査状況において、令和5年12月期から令和7年12月期の3期にわたる会計処理の修正が必要であることが判明しており、今後特別調査委員会からの調査報告を受ける予定となっております。

上記のとおり、特別調査委員会の調査結果が出ていないこと及び現時点における調査状況に基づいた場合、令和5年12月期から令和7年12月期の3期にわたる会計処理及び開示書類の修正と監査法人による監査が必要であることが判明したため、これらの手続きを実施するためには、決算発表および半期報告書の法定提出期限である令和8年8月14日までの完了が困難であり、監査法人の期中レビュー報告書を受領できない見通しであることから、令和8年12月期第2四半期決算短信の開示を延期するとともに、関東財務局長に対する第63期（令和8年12月期）半期報告書の提出期限の延長申請を検討することといたしました。

2. 延期後の決算発表の予定

延期後の決算発表につきましては、令和8年11月13日を予定しております。

半期報告書の提出予定日につきましては、検討を行っております。

3. 業績に対する影響

現在、本件が令和8年12月期の業績に与える影響を精査中であり、開示が必要な状況になりましたら速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様はじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上